

省エネ機器等導入支援事業（冷凍冷蔵設備） 申請の手引き

【概要】

漁業者団体が使用するための省エネルギー性能の高い冷凍冷蔵設備の導入に要する費用を補助する（中古品は対象外）。

ただし、いずれの設備・機器を導入する場合であっても、省エネ効果が他の申請と比較して低い実施計画である場合（特に要件の②に該当する場合）は不採択となる可能性があることに留意いただきたい。

【本事業の補助要件】

現行機器と比較して 10%以上の省エネ効果を実現できる機器であることに加え、以下に挙げられているものを補助対象とする。

① 冷蔵庫・冷凍庫・ショーケース・コンデンシングユニット・冷凍冷蔵ユニットについて、「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金の『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧に掲載されているもの

< 『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧 >

<https://sii.or.jp/shitei04r/search/maker?tab=maker&category=refrigeration#search>

② 上記一覧に掲載されていない冷凍冷蔵設備についても、別途定める省エネ基準（後述）を満たすコンデンシングユニット又は当該コンデンシングユニットが消費電力量の半分以上を占める機器であれば、補助対象とする。

【補助要件②に係る省エネ基準】

以下基準を満たす機能を実装していること。

| 種別 | 基準 | |
|-------------|--|-------------|
| コンデンシングユニット | 蒸発温度 -10°C | 成績係数 1.33以上 |
| | 蒸発温度 -40°C | 成績係数 0.57以上 |
| | ●圧縮機と水冷式又は空冷式（リモート式を含む）凝縮器並びに受液器などの附属機器からなるコンデンシングユニット及び、コンデンシングユニットの派生製品である冷凍冷蔵ユニットで、インバーター方式、又は段階制御等の容量制御が可能であること。 ●冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されている設備は補助対象外 ※蒸発温度：複数の性能区分に対応する設備の場合は、基準値を満たすいずれかの区分での申請であること。 ※成績係数：各蒸発温度（吸い込み圧力に対する飽和温度）又は庫内温度における、冷凍能力を消費電力で除して算出した数値。 | |

【申請時の添付書類】

- ・当該製品カタログ、製品仕様書、図面等 ※冷凍能力や消費電力が確認できる書類
- ・補機類の定格電力が確認できるカタログ、製品仕様書、図面等
- ・仕様性能証明書（省エネ効果を示す計算等）
- ・設置計画書（導入前／後の配置図含む）
- ・設備動力一覧表・機器表（導入前／後） ※消費電力量の半分以上を占める機器であることを確認できる資料
- ・相見積もり

【補助対象経費の範囲】

機器本体費用、設置工事費

【補助額】

1 事業者あたりの補助金上限金額：2,000 万円

補助率：原則 2 分の 1 以下